

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	令和2年4月27日（月）午前10時20分～午前10時45分
開 催 場 所	301会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財政部長、総務部長、市民部長、 協働推進部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康 福祉部高齢・障害担当部長、子ども家庭部長、都市整備部長、 都市整備部建設管理担当部長、教育部長、議会事務局長、会計 管理者 欠席者：教育部学校教育担当部長
議 題	1 令和2年第2回市議会定例会提出議案について 2 その他
結 論 （決定した方 針、残された問 題点、保留事項 等を記載する。）	議題1：提案のとおり提出議案として決定する。 議題2：第2回市議会定例会の招集期日は、6月5日（金）である。
審 議 経 過 （主な意見等を 原則として発言 順に記載し、同 一内容は一つに まとめる。） （発言者） ○印=構成員 ●印=説明員	議題1 令和2年第2回市議会定例会提出議案について (1) 専決処分の承認を求めることについて (市民部長説明) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が令和2年3月31日に公布され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、武蔵村山市税賦課徴収条例（昭和26年村山村条例第10号）等の一部を改正したものである。 個人市民税については、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例等について、適用期限を3年延長するものである。 固定資産税については、固定資産税の課税標準の特例措置の廃止等について、法律改正に合わせて規定を整備するものである。 市たばこ税については、輸出等に係る課税免除の手続について、書類の保存を前提に添付書類を不要にするなど簡素化を図るものである。 施行期日については、令和2年4月1日からとする。 なお、専決処分年月日は令和2年3月31日、専決番号は令和2年専決第2号である。 (結 論)

提出議案として決定する。

(2) 専決処分の承認を求めることについて

(市民部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が令和2年3月31日に公布され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、法律改正に合わせて都市計画税の課税標準の特例に係る規定の整備を行う必要が生じたことから、武蔵村山市都市計画税条例（昭和39年村山町条例第32号）の一部を改正したものである。

施行期日については、令和2年4月1日からとする。

なお、専決処分年月日は令和2年3月31日、専決番号は令和2年専決第3号である。

(結論)

提出議案として決定する。

(3) 専決処分の承認を求めることについて

(市民部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）が令和2年3月31日に公布され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税の課税限度額及び国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法に変更が生じることから、武蔵村山市国民健康保険税賦課徴収条例（昭和34年村山町条例第20号）の一部を改正したものである。

施行期日については、令和2年4月1日からとする。

なお、専決処分年月日は令和2年3月31日、専決番号は令和2年専決第4号である。

(結論)

提出議案として決定する。

(4) 令和2年度武蔵村山市一般会計補正予算（第2号）

(企画財政部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規

定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として緊急に実施する必要のある事業については、本案件とは別に予算編成をする予定である。新型コロナウイルス感染症対策に関する予算を編成することが決定した場合は、本案件については3号補正に切り替わる。また、新たに2号補正を専決する場合には、専決処分の承認を求める議案を提出することになるが、その場合は持ち回り決裁で行わせていただく。

(結 論)

提出議案として決定する。

(5) 令和2年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

(市民部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(6) 武蔵村山市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

(市民部長説明)

地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、武蔵村山市税賦課徴収条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

個人市民税については、全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直しを図るものである。

法人市民税については、法人税法において通算法人ごとに申告等を行う制度に変更することに伴い、規定を整備するものである。

固定資産税については、所有者不明土地等に係る課題への対応として、現に所有している者の申告の制度化及び使用者を所有者とみなす制度の拡大を図るものである。

市たばこ税については、軽量の葉巻たばこについて、紙巻たばこと同等の税負担となるよう、課税方式を見直すものである。

その他については、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備及び所要の規定の整備を行うものである。

施行期日については、公布の日からとする。ただし、個人市民

税及び租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備については令和3年1月1日に、法人市民税については令和4年4月1日に、市たばこ税については令和2年10月1日及び令和3年10月1日に施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(7) 武蔵村山市事務手数料条例の一部を改正する条例

(市民部長説明)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の一部の施行に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

武蔵村山市事務手数料条例（平成12年武蔵村山市条例第15号）第2条関係の別表中「30 通知カードの再交付 1枚につき500円」を削除するものである。

施行期日については、公布の日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(8) 武蔵村山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(市民部長説明)

国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）により、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

労働者が新型コロナウイルスに感染した場合（発熱等の症状があり感染が疑われる場合は含む。）に休みやすい環境を整備する必要があることから、傷病手当金の支給について規定するものである。

施行期日については、公布の日からとする。ただし、第7条の3から第7条の5の改正規定については、令和2年1月1日から適用する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(9) 武蔵村山市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例

(市民部長説明)

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第35条の3の施行に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

所得税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、令和3年度分の国民健康保険税の賦課から、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除について適用するものである。

施行期日については、令和3年1月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

【追加予定】

- (1) 第五中学校特別教室等及び屋内運動場空調設備設置工事の請負契約について

(総務部長説明)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年村山町条例第1号)第2条の規定により、議会の議決に付する必要があるので、本案を提出する。

概算額は218,000,000円で、設計金額については現在算定中である。

工事概要は、校舎(地上4階建て延床面積5,879㎡)については、既存集中暖房設備を一部撤去し、特別教室等26室に空調設備、換気設備を設置するものである。

屋内運動場(平屋建て延床面積1,245㎡)については、スポット型空調設備を8台設置する建築・電気設備・機械設備の工事をするものである。

工期限については、議決のあった日の翌日から令和2年11月下旬までである。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (2)~(4) 農業委員会委員の任命について

(企画財政部長説明)

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項により、本案を提出する。

農業委員会委員が、令和2年7月19日付で任期満了となるので、新たな農業委員を任命するものである。

農業委員会委員の任期については、令和2年7月20日から令和5年7月19日までである。

(結 論)

提出議案として決定する。

【報告事項】

(1) 専決処分の報告について

(建設管理担当部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月29日（土）、午前7時15分頃、中藤四丁目の民家から自動車が出庫したところ、当該地先に設置されていた市道のU字側溝コンクリート蓋が割れたため、当該自動車の左前輪が脱輪して、フェンダーを損傷したことに伴い、市の管理瑕疵に係る損害額65,402円を支払うものである。

なお、令和2年4月16日付で示談が成立している。

(結 論)

報告事項として決定する。

(2) 繰越明許費繰越計算書について

(企画財政部長説明)

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、報告する。

令和元年度から令和2年度に繰り越した繰越明許費について、繰越計算書を調製し、これを議会に報告するものである。

(結 論)

報告事項として決定する。

(3) 事故繰越し繰越計算書について

(企画財政部長説明)

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、報告する。

令和元年度から令和2年度に繰り越した事故繰越しについて、繰越計算書を調製し、これを議会に報告するものである。

(結 論)

報告事項として決定する。

【提出事項】

(1) 武蔵村山市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

(都市整備部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、提出する。

	<p>提出書類は、令和元事業年度武蔵村山市土地開発公社決算書（事業報告書・財務諸表）及び令和2事業年度武蔵村山市土地開発公社予算書である。</p> <p>（結 論）</p> <p>提出事項として決定する。</p> <p>議題2 その他</p> <p>令和2年第2回市議会定例会の招集期日について</p> <p>令和2年第2回市議会定例会の招集期日は6月5日（金）である。</p>
--	---

<p>会議録の開示 ・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開 示</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：)</p> <p><input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等：)</p>
--------------------------	---

<p>庶務担当課</p>	<p>企画財政部 企画政策課（内線：374）</p>
--------------	----------------------------

（日本工業規格A列4番）